

分権型社会の実現に向けた改革の推進について

今日、我が国は、少子・高齢化の進行により、かつて経験したことのない人口減少の時代へ突入しています。その進行スピードは地域によって大きく異なり、高度経済成長から成熟社会への潮流の変化なども相まって、地域ごとの社会構造や住民のニーズは、大きく変わりつつあります。

経済・雇用、社会福祉、社会資本整備など地域が抱える諸課題も、大都市圏と地方圏、都市と農山漁村など、地域ごとに多様性が増してきており、国が全国一律の基準や方針で政策を展開するシステムは、もはや限界を迎えようとしています。

こうした状況の中、地方行政が最大限の効率性をもって最大限の効果を上げていくためには、中央集権型の画一的な行政から、地域の多様性に配慮し、その実情に即した政策決定が可能となる分権型の行政システムに転換していくことが不可欠です。

しかしながら、国会では、国と地方の協議の場に関する法律案をはじめとする3法案の成立の見込みが立たず、また一方、国の出先機関の原則廃止やひもつき補助金の一括交付金化に対する各府省の消極的な対応などをみても、この改革の行く末に、我々としては懸念を持たざるを得ません。

ついては、地方が自ら考え、実行できる分権型社会の実現に向けて、次の事項を強く要請します。

1 国と地方の協議の場の法制化等3法案の早期成立

継続審議となっている、国と地方の協議の場の法制化や義務付け・枠付けの見直しなどに係る3法案の成立に向けて、与野党が十分に協議のうえ早急に審議を行い、一刻も早い成立を期すために全力を挙げて取り組むこと。

とりわけ、ひも付き補助金の一括交付金化や子ども手当の本格的な制度設計など、来年度予算編成に関わる重要課題が山積しており、これら諸課題の制度設計にあたっては、早急に国と地方が対等な立場で十分に協議を行い、国の施策に地方の意見をしっかりと反映できる仕組みが必要となることから、「国と地方の協議の場に関する法律案」の早期成立を図ること。

2 国と地方の役割分担の抜本的な見直し

真の分権型社会を実現するため、地方の自主的・自立的な行財政運営が可能となるよう、国と地方の役割分担の抜本的な見直しを行い、次の改革を地方と十分に協議しながら実行すること。

(1) 義務付け・枠付けの更なる見直し

地方がそれぞれの地域の実情に応じて事務執行を行えるよう、累次の勧告を踏まえて、地方の自主性・裁量性の拡大に向け更なる義務付け・枠付けの見直しを行うこと。

(2) ひも付き補助金の一括交付金化

一括交付金化の目的は、地方の自由裁量を拡大し、実質的な地方の自主財源への転換であることを明確にすること。この観点から、自由裁量の拡大に寄与しない義務的な補助金等は一括交付金の対象としないこと。

また、一括交付金化にあたっては、国の財源捻出の手段とすることなく、対象となる事業が滞りなく執行できるよう、必要な予算総額を確保するとともに、社会資本整備の遅れた地方にも配慮し配分する仕組みとすること。

(3) 国の出先機関の原則廃止

国の出先機関については、国と地方の二重行政を解消し、国・地方を通じた行政の簡素・効率化を図ることはもとより、住民ガバナンスの観点からも真摯に検討を進め、地方にできることはすべて地方に移管するという方針の下、改革に取り組むこと。

また、国から地方への業務の移管にあたっては、その人件費も含め、事業実施に必要な財源を国において確実に措置すること。

我々としても、県域を超えた広域的な受け皿が必要となる業務については、受け皿の仕組みの検討を急ぎ、適切な受入体制の確保に向け取り組んでいく。

3 国と地方の十分な協議

これらの改革を実効あるものとしていくためには、法制化される「国と地方の協議の場」において、政策の企画立案段階から国と地方が十分に協議を行い、地方の実情や地方の声がこの協議の場を通じて十分に国の政策に反映されることが不可欠であり、分科会の活用も含め、実質的な協議を行う実効性ある仕組みとして、積極的に活用を図っていくこと。

また、法案の成立を待つまでもなく、地方自治に影響を及ぼす国の政策の立案や見直しにあたっては、国と地方が十分に協議を行い、制度設計に地方の意見を的確に反映させること。

平成 22 年 10 月 26 日

中四国サミット（中国・四国 9 県知事、
中国・四国経済連合会会長）